

道路内に土地を所有する皆様へ

**金沢市では、金沢市道や建築基準法認定道路
(開発道路・位置指定道路・既存道路) 等に含まれる
土地の寄附を承っています。**

相続した土地の相続登記を行わずに放置していませんか？

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました！

相続によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から
3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

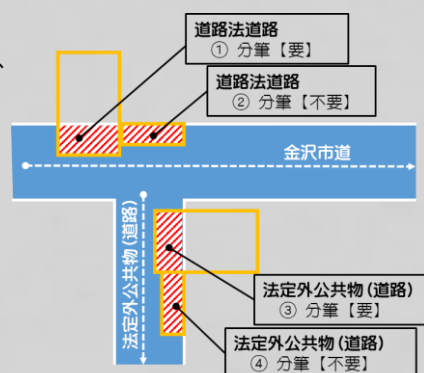
※ 制度等の詳細は、法務局へお問い合わせください。(連絡先裏面)

未登記道路の解消に対する取り組み

未登記道路とは、一般交通の用に供されている道路内に、
法人や個人等が所有する土地(民有地)が含まれている
道路をいいます。

未登記道路の土地を金沢市にご寄附いただくことにより、
地域でのトラブルを未然に防ぐことができます。また、
金沢市道の認定基準に適合するものは、さらに高い
水準での管理も可能となります。

○イメージ図



道路内に土地をお持ちで、寄附にご協力を頂ける方は、ご連絡をお願いします。

【お問合せ先】

金沢市 道路管理課

住 所 : 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電 話 : 076-220-2578

メール : seidousitu@city.kanazawa.lg.jp

金沢市HP



各種相談窓口のご案内

金沢市道・建築基準法の道路・法定外公共物（道路）に関すること

金沢市 道路管理課

住 所：金沢市広坂1丁目1番1号
電 話：076-220-2578
メール：seidousitu@city.kanazawa.lg.jp



土地の相続、成年後見制度等権利関係の整理、紛争の解決等に関すること

金沢弁護士会

住 所：金沢市丸の内7番36号
電 話：076-221-0242
業務時間：平日9:00～17:00



土地の登記、相続登記等に関すること

石川県司法書士会

相続専門ダイヤル（無料電話相談）

住 所：金沢市新神田4丁目10番18号
電 話：076-236-2275
受付時間：平日10:00～16:00



土地の測量、登記に関すること

石川県土地家屋調査士会

住 所：金沢市新神田3丁目9番27号
電 話：076-291-1020
業務時間：平日9:00～17:00



相続手続きに関すること

石川県行政書士会

住 所：金沢市鞍月2-2 繊維会館3F
電 話：076-268-9555
受付時間：平日9:30～16:30



土地の表示や相続の登記、所有者の確認等に関すること

金沢地方法務局

住 所：金沢市新神田4丁目3番10号
金沢新神田合同庁舎
電 話：076-292-7810
窓口対応時間：平日9:00～17:00



お気軽に
ご相談ください！